

## 第2章

# 信書便事業の概況

通信手段の一つである信書の送達の事業は、130年以上もの間、郵便事業として、国が独占して行ってきましたが、平成15年4月から信書便法が施行され、郵便事業とは別の信書便事業として、民間事業者の参入する途が開かれました。この章では、信書便事業者がどのようなサービスを提供しているのか、信書便事業に参入する際の行政手続きや参入後の留意事項についてご紹介します。



### 信書便事業とは……………18

- ① 信書便法の目的
- ② 信書便事業の種類
- ③ 主な信書便サービス



### 信書便事業に参入するには……………24

- ① 事業開始までの流れ
- ② 事業の実施に関する許認可の基準
- ③ 事業開始後の遵守事項
- ④ 事後的な監督
- ⑤ 特定信書便事業者に対する税制措置



# 信書便事業とは

## 1 信書便法の目的

信書便法は、「民間事業者による信書の送達の事業の許可制度を実施し、その業務の適正な運営を確保するための措置を講ずることにより、郵便法と相まって、信書の送達の役務について、あまねく公平な提供を確保しつつ、利用者の選択の機会の拡大を図り、もって公共の福祉の増進に資する」ことを目的としています。

これは、従来、国家独占とされてきた信書の送達の事業に競争原理を導入することにより、利用者の選択肢を拡大し、その利便の向上を図ることを目指すとともに、

引き続き、信書の送達の役務の日本全国におけるあまねく公平な提供(ユニバーサルサービスの提供)を確保するため、これに支障のない範囲で信書の送達の事業への民間事業者の参入を認めるという趣旨を定めたものです。

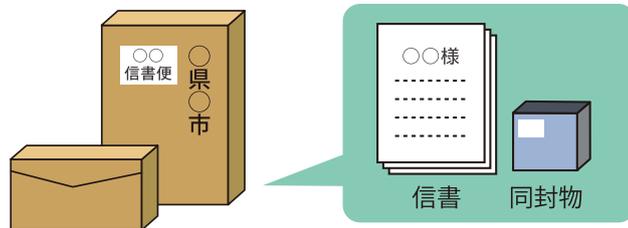
なお、信書便法では、「信書」そのものだけではなく、信書の包装及びその包装に封入される信書以外の物を含めた「信書便物」を単位として、様々な取扱いを定めています。

## 信書便物

### 信書そのもの



### 信書と信書以外のものを封入した包装



## 2 信書便事業の種類

信書便事業には2つの種類があります。

### 1 一般信書便事業

「一般信書便事業」とは、「信書便の役務を他人の需要に応ずるために提供する事業であって、その提供する信書便の役務のうち一般信書便役務を含むもの」です。

「一般信書便役務」とは、長さ、幅及び厚さがそれぞれ40cm、30cm及び3cm以下であり、かつ、重量が250g以下の信書便

物を国内において差し出された日から原則4日以内に送達する信書便の役務です。

一般信書便事業を営む許可を受けた一般信書便事業者は、一般信書便役務を必ず提供しなければなりません。他の信書便役務については任意に提供することができます。例えば、長さが40cmを超える信書を送達日数の制限を設けずに送達する役務を提供することや、特定信書便事業が取り扱う長さ、幅及び厚さの合計が73cmを超える信書を送達する役務も提供できます。もちろん、一般信書便役務のみを提供することでも構いません。

## 2 特定信書便事業

「特定信書便事業」とは、次のいずれかに該当する信書便の役務のみを他人の需要に応ずるために提供する事業です。

- ① 長さ、幅及び厚さの合計が73cmを超え、又は重量が4kgを超える信書便物を送達するもの（以下「1号役務」といいます。）。
- ② 信書便物が差し出された時から3時間以内に当該信書便物を送達するもの（以下「2号役務」といいます。）。
- ③ 料金の額が800円を下回らない範囲内において総務省令で定める額を超えるもの（以下「3号役務」といいます。）。

### 参考

## 信書便法改正による 信書便役務の範囲拡大

### 1号役務

取り扱うことのできる信書便物のサイズを3辺計90cm超から3辺計73cm超まで拡大（A3サイズ大の封筒まで取扱い可能に）

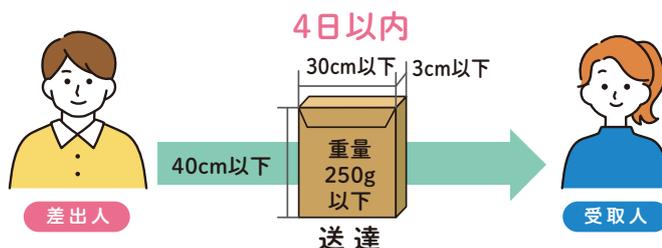
### 3号役務

取り扱うことのできる信書便物の料金の額を1通1,000円超から1通800円超まで拡大

※法改正施行日 平成27年12月1日

## 一般信書便事業

国民生活にとって基礎的な通信サービスを確保する観点から、「一般信書便役務」(※)と呼ばれるサービスを提供することを条件にすべての信書の取扱いが可能となる事業です。



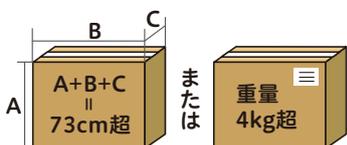
※軽量・小型の信書便物（長さ40cm・幅30cm・厚さ3cm以下で重量250g以下）を全国均一料金にて全国で引き受け、国内において原則4日以内に配達するサービス

## 特定信書便事業

特定の需要に応えるサービスを提供するもので、以下のいずれかに該当するサービスのみを提供する事業です。

### 1 大きい／重いサービス (1号役務)

長さ、幅及び厚さの合計が73cmを超え、又は重量が4kgを超える信書便物を送達するサービス



### 2 急送サービス (2号役務)

差し出された時から3時間以内に信書便物を送達するサービス



### 3 付加価値の高いサービス (3号役務)

料金の額が800円を下回らない範囲内において総務省令で定める額（国内は800円）を超えるサービス



### ③ 主な信書便サービス

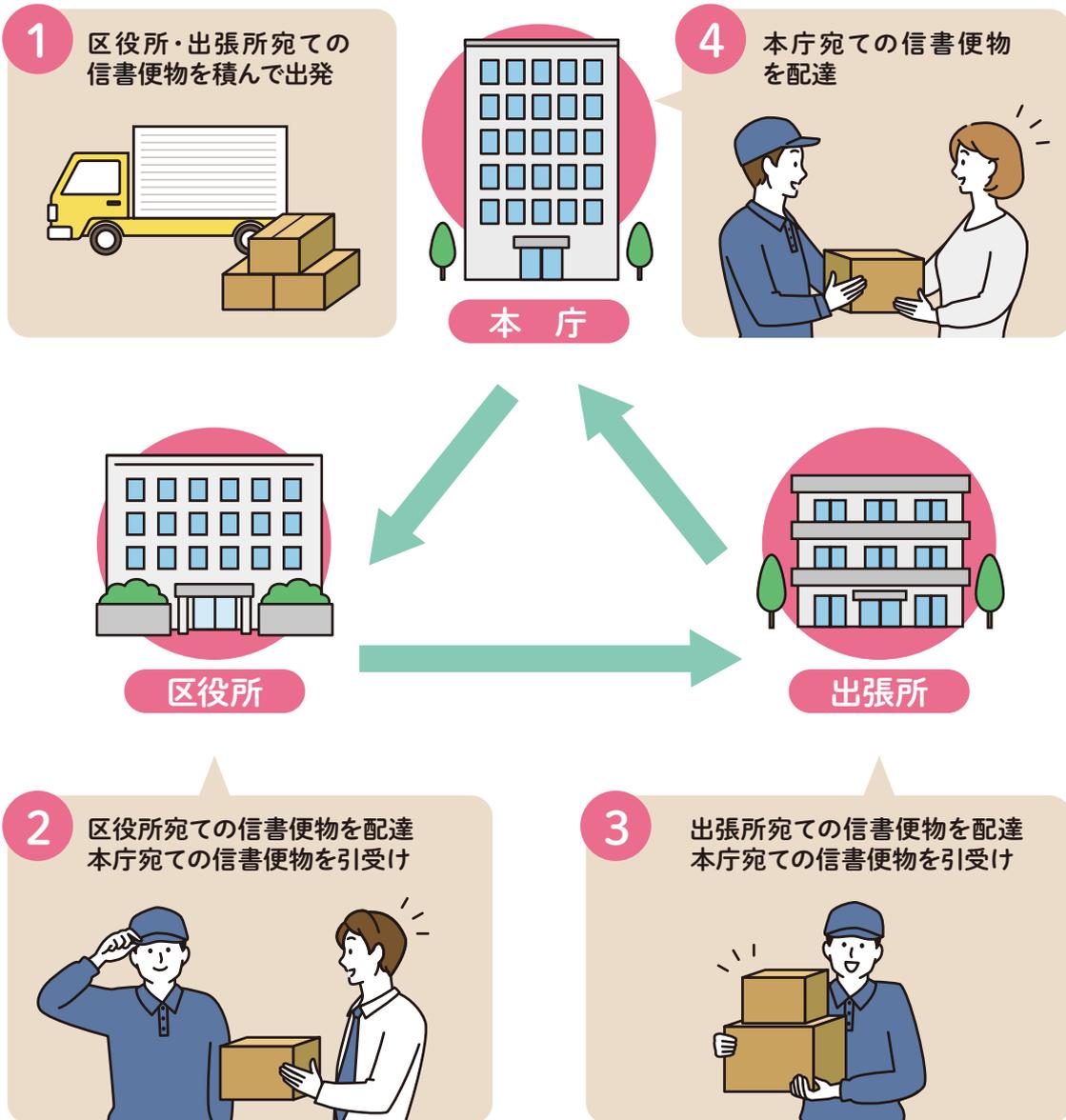
現在、信書便事業者が提供している主なサービスをご紹介します。

#### ① 巡回集配サービス……………対象信書の例 通知文書、依頼文書、指示文書

一定のルートを巡回して、各地点で信書便物を順次引き受け、配達するサービスです。自治体(本庁、出張所、学校、図書館ほか)、企業(本社、支社、営業所間ほか)や、大学(キャンパス間ほか)などで利用されています。

#### サービスの流れ 例

##### 本庁・区役所・出張所を巡回する場合

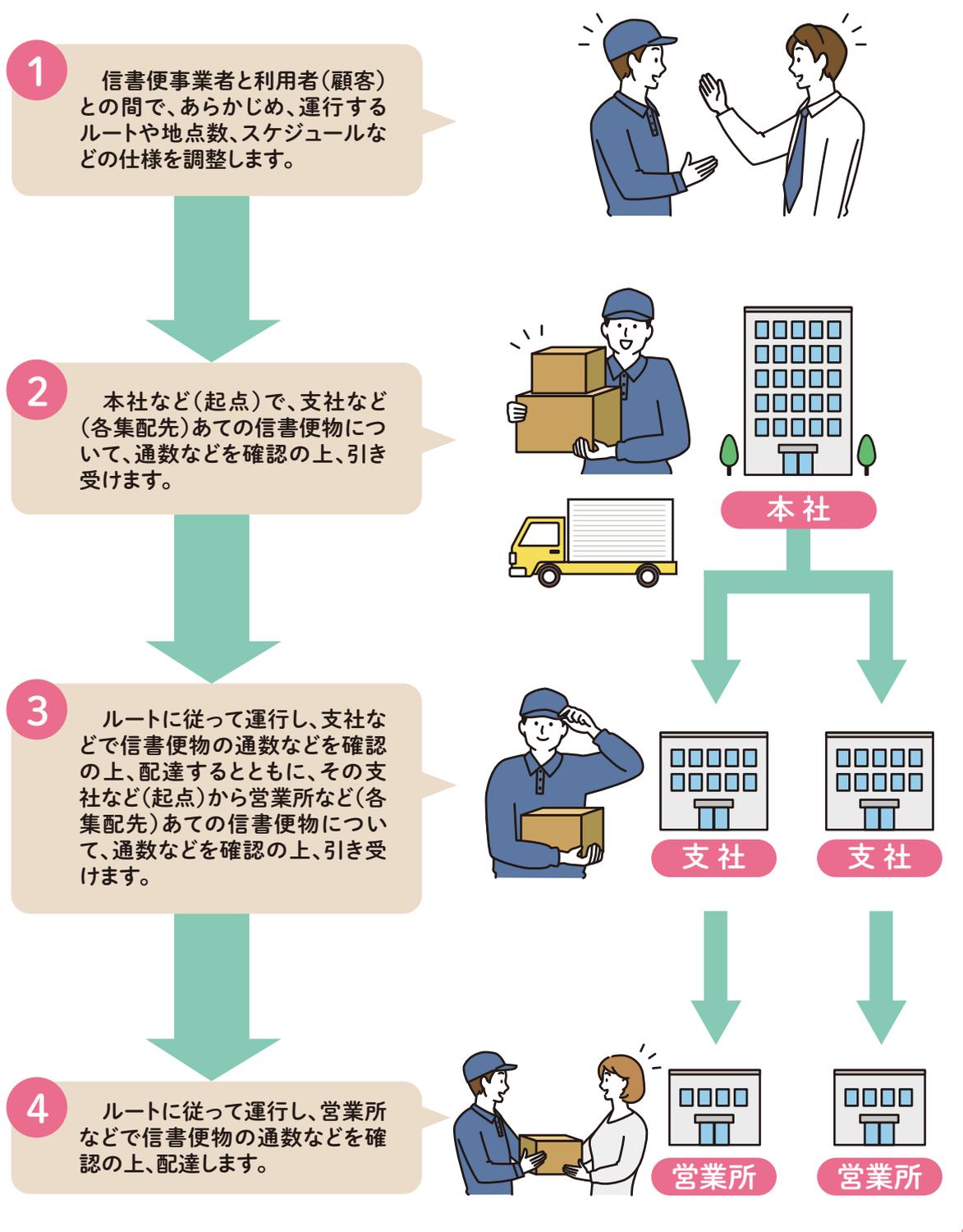


## ✉ 第1節: 信書便事業とは

### ② 定期集配サービス……………対象信書の例 通知文書、指示文書、請求書

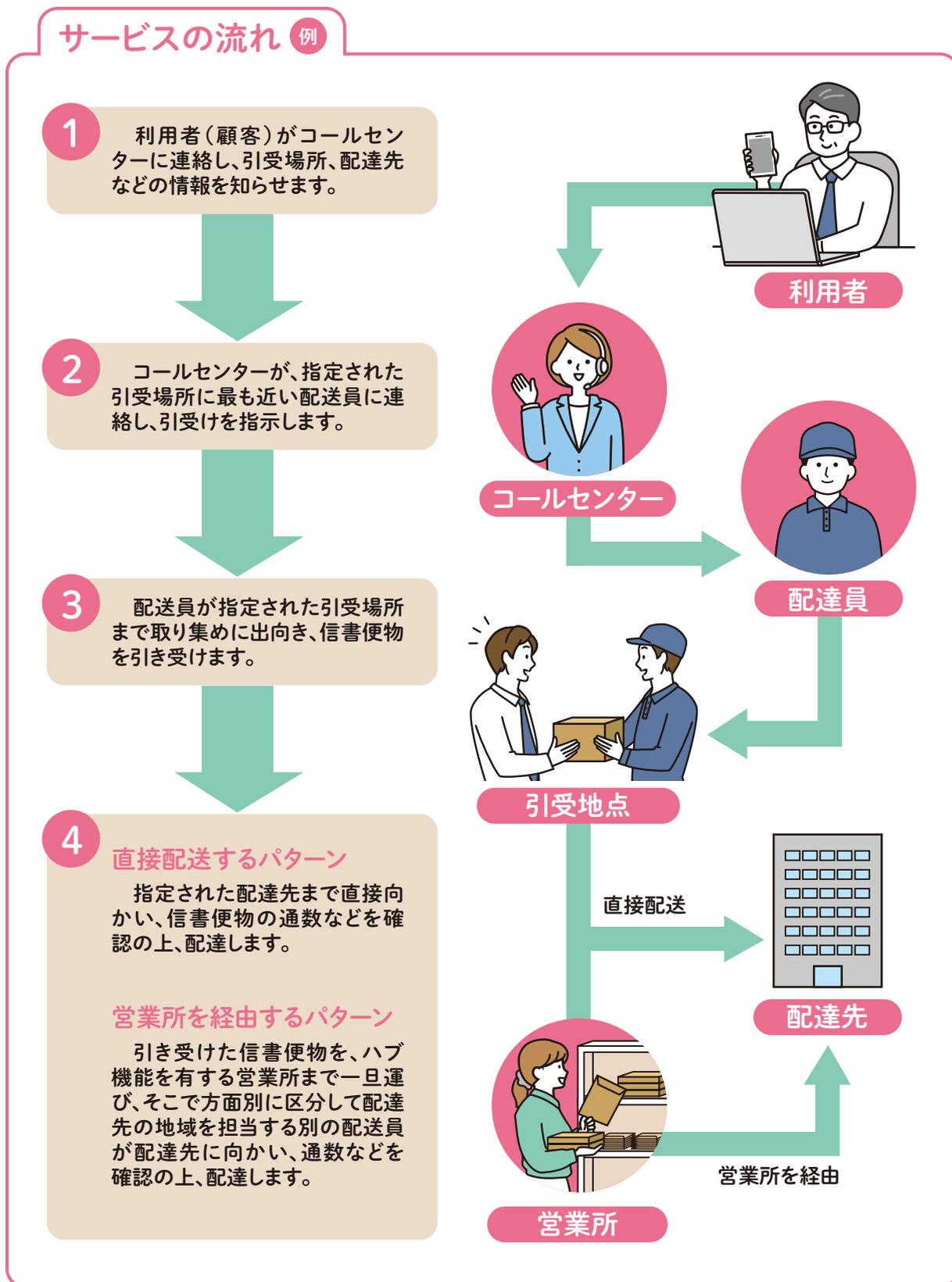
一定のルートを定期的に運行して、各地点で信書便物を順次引き受け、配達するサービスです。企業の内部(本社から支社、支社から営業所ほか)や、企業間(取引先間ほか)などで利用されています。

#### サービスの流れ 例



### ③ ビジネス文書の急送サービス……………対象信書の例 請求書、領収書、見積書

請求書や領収書などの信書便物について、比較的近い距離や限定された区域内を急送するサービスです。引き受けた配送員がそのまま直接配達する方法と、ハブ機能を持たせた営業所を経由して運びつなぐ方法があります。

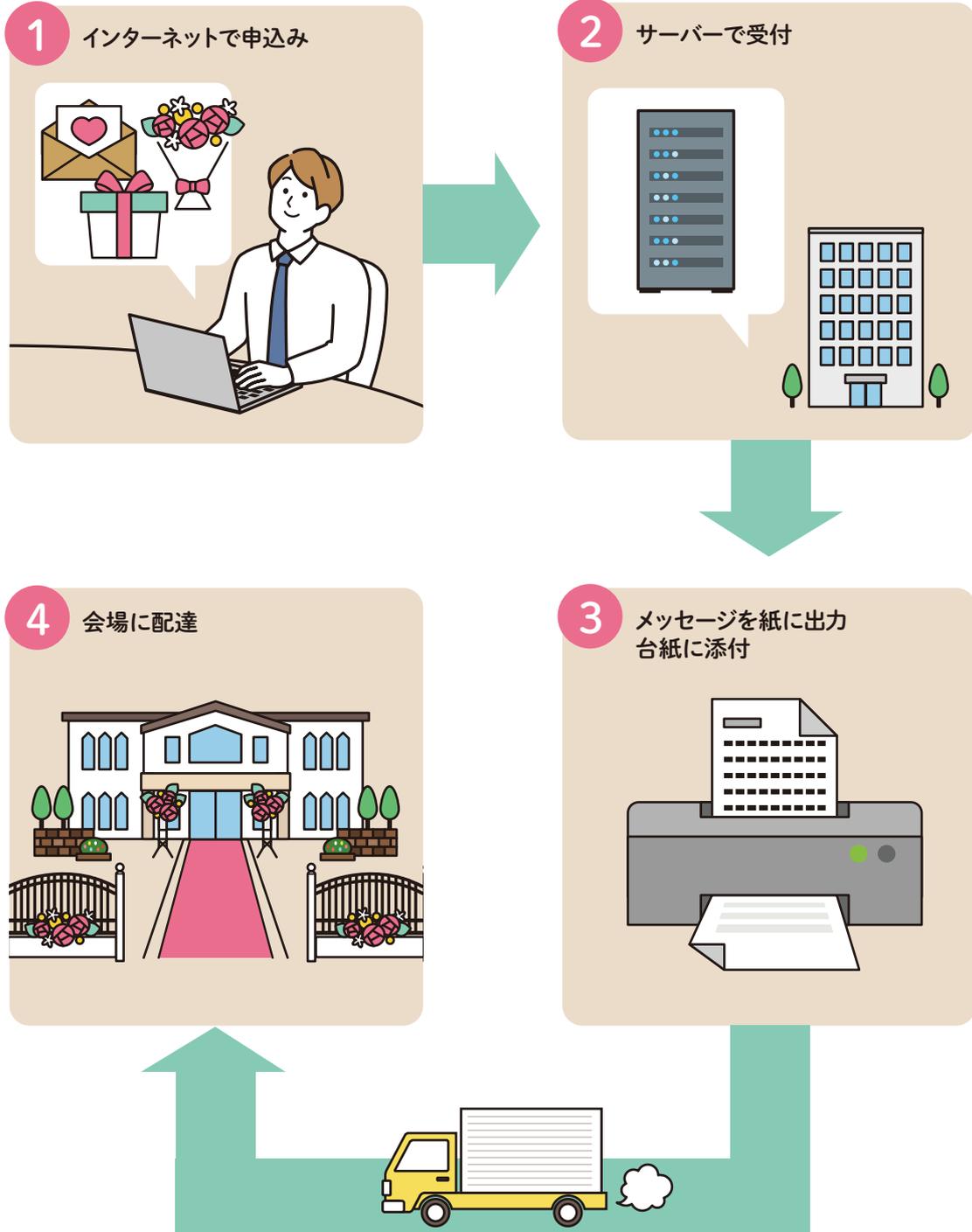


## 第1節: 信書便事業とは

### ④ メッセージカードの配達サービス……………対象信書の例 慶弔メッセージ

お祝いやお悔やみといったメッセージをインターネットや電話、FAXで受け付けた後、配達先に比較的近い地域でメッセージカードを印刷し、そのカードを装飾が施された台紙やぬいぐるみなどと一緒に配達するサービスです。

#### サービスの流れ 例



# 信書便事業に参入するには

## 1 事業開始までの流れ

信書便サービスを提供するためには、①信書便事業の許可、②信書便約款（サービスの提供条件について定めたもの）の認可、③信書便管理規程（信書便物の秘密を保護するための業務上の管理

方法について定めたもの）の認可、を得ることが必要です。

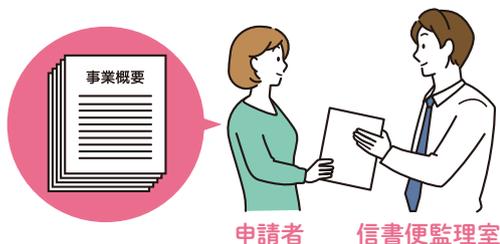
以下に、サービスの提供開始までの一般的な手続の流れを紹介します。

### 事業開始までの主な手続

#### 1 相談

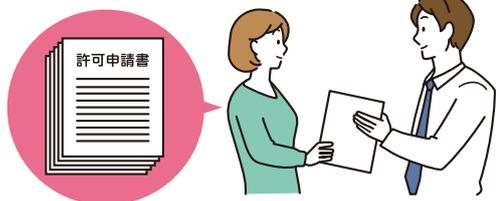
予定しているサービスの内容などを踏まえ、申請内容を総合通信局等の信書便監理室（P53参照）と相談します。

※特定信書便事業（P19参照）の場合は、**2と4**の同時申請が可能です。



#### 2 信書便事業の許可の申請

①で固まった内容で事業計画を作成し、事業収支見積書などを添付して許可を申請します。



#### 3 審査・審議会への諮問・許可

②の提出書類を審査し、第三者的な立場の審議会への諮問を経て、事業を許可します。

#### 4 信書便約款・信書便管理規程の認可の申請

サービスの提供条件について定める約款と、業務の管理に関する内部規程（管理規程）を作成して、認可を申請します。※信書便約款は、総務大臣が定めた標準信書便約款と同一のものを定めた場合は、認可の申請は必要ありません（標準信書便約款を定めた告示は、総務省ホームページで参照可能）。



#### 5 審査・審議会への諮問・認可

④を審査し、第三者的な立場の審議会への諮問を経て、それぞれについて認可します。



#### 6 信書便事業の開始と届出

事業を開始したら、その旨を届け出ます。

※この他、一般信書便役務の料金の届出や他の運送事業者への業務委託又は他の信書便事業者との協定を行う場合の認可申請などもあります。

## 2 事業の実施に関する許認可の基準

信書便事業の実施に関する主な許認可の基準は以下のとおりです。

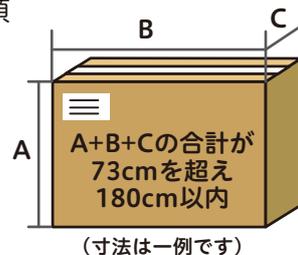
### 1 信書便事業の許可の基準

- ▶ 事業計画が信書便物の秘密を保護するため適切なものであること  
(受取人への手交や確実な受箱投函<郵便・新聞受箱等への投函>)
- ▶ (一般信書便事業のみ)全国の区域において、一定の基準に適合する方法で一般信書便物の引受けや配達を行う計画が含まれていること  
(信書便差出箱<ポスト>の設置、週5日以上での配達など)
- ▶ その他事業の遂行上適切な計画を有するものであること
  - 交通法令の遵守(3時間以内の送達の役務)
  - 適正かつ明確な収支見積の算出
- ▶ 事業を適確に遂行するに足る能力を有するものであること
  - 財産的基礎
  - 関係行政庁の必要な許可



### 2 信書便約款の認可の基準

- ▶ 以下に関する事項が適正かつ明確に定められていること
  - 信書便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項
  - 信書便の役務に関する料金の收受に関する事項
  - その他信書便事業者の責任に関する事項
- (記載事項の具体例)
  - 大きさ及び重量の制限、包装の方法など引受け条件
  - 誤配達の際の措置、転送及び還付の条件
  - 料金の收受方法や損害賠償の条件
- ▶ 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと



### 3 信書便管理規程の認可の基準

- ▶ 信書便事業者の取扱中の信書便物の秘密を保護するものとして適当であること
- (記載事項の具体例)
  - 信書便の業務の監督等を行う信書便管理者の事業場ごとの選任
  - 信書便物の秘密の保護に配慮した作業方法
  - 事故若しくは犯罪行為の発生又は犯罪捜査時の報告、記録その他の措置
  - 信書便の業務に従事する者に対する教育及び訓練の実施



### 3 事業開始後の遵守事項

信書便事業の実施にあたっては以下の事項を遵守する必要があります。

#### 1 検閲の禁止・秘密の保護

- ▶ 憲法の規定を踏まえ、信書便法では「取扱中に係る信書便物の検閲は、してはならない」とされています。
- ▶ また、信書便事業者の「取扱中に係る信書の秘密は、侵してはならない」とされており、具体的には信書の内容、差出人・受取人の住所・氏名、その他信書に関する一切の事項を差出人・受取人の承諾なく他人に知らせることはできません。
- ▶ さらに、「在職中信書便物に関して知り得た他人の秘密を守らなければならない」とされており、具体的には信書の内容、差出人・受取人の住所・氏名、信書便物の有無、取扱年月日、種類、通数、その他通信の構成要素のすべてを差出人・受取人の承諾なく他人に知らせることはできません。退職後も同じです。
- ▶ 「取扱中に係る信書の秘密」については、捜査機関からの問い合わせであっても、裁判所が発行する令状によらなければ応答できないことになっています。



#### 2 信書便物であることの表示

- ▶ 上記1のとおり信書便事業として取り扱うもの（信書便物）には信書の秘密の保護が求められていることから、信書の秘密の保護が求められているものであることを明確にするために信書便事業者に対し、信書便物であることの表示が義務付けられています。



#### 3 還付できない信書便物の措置

- ▶ 信書便物が何らかの理由で受取人に渡すことも差出人に返すこともできなかった場合、一定の方法により信書便物を開くことができます。
- ▶ それでもなお受取人に渡すことも差出人に返すこともできなかった場合は、施錠できる場所に保管することなどが求められています。



## 4 事後的な監督

### 1 報告の徴収・立入検査等

信書便法の施行に必要な限度で、総務大臣は、信書便事業者に対して、以下のように報告を求めたり、立入検査等を行う場合があります。

#### ▶ 報告の徴収

毎年7月10日までに、「信書便物を何通引き受けたか」、「引受けに伴ってどれだけの収入があったか」、「紛失などの事故があった場合はその状況」などの内容(事業実績報告書)を、また、毎事業年度の経過後100日以内に営業の概況などの内容(事業報告書)を報告する必要があります。

#### ▶ 立入検査等

事業開始後初めて信書便物の引受実績があった場合に立入検査が行われます。

法令が遵守されており業務管理態勢が適正であると判断された場合には、定期的に自主点検結果を総務省に報告し確認を受けることにより、信書便業務の適正な業務運行の確保を図っています。

なお、信書便業務の適正な業務運行を確保する観点から、必要に応じて、立入検査を行います。



### 2 命令・許可の取消し等

信書便の業務の適正な運営を確保するために必要な場合、総務大臣は、信書便事業者に対して、以下のような取消し等を行う場合があります。

▶ 重大な事故などの発生に伴って立入検査を行った結果、法令違反の事実が確認できた場合は、事業を計画どおり行うよう、または改善するよう命令することができます。

▶ また、上記の命令を行うことなく6か月以内の事業停止を命令したり、あるいは事業の許可を取り消すこともあります。



## 5 特定信書便事業者に対する税制措置

事業所税は、人口30万人以上の都市等が都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるため、都市の行政サービスと所在する事業所等との受益関係に着目して、事業所等において事業を行う者に対して課する目的税であり、道路、都市高速鉄道、駐車場等交通施設、上下水道等の都市環境の整備及び改善に関する事業をその用途としています。

これに関して、大都市で事業を実施する信書便事業者については、都市機能整備の目的を担うために必要なサービスとして、課税立地上の不利なくサービスが行えるよう、一定の特例が設けられています。

東京都特別区などの都市部77の地域(以下の枠内)において、特定信書便事業の用に供する施設(他に行っている事業と共用する部分は除きます。)のうち、信書便物の引受け及び配達の用に供する施設で、信書便物の表示、区分、転送、還付及び管理の用に供する施設に係る事業所税の課税標準(事業所用家屋の床面積に対して課税する部分及び従業員給与に対して課税する部分)を1/2とするものです(一般信書便事業に供する設備については非課税)。

なお、特例の適用には事業所が立地する課税自治体への申告が必要です。信書便事業者に対する税制特例措置については以下のサイトもご覧ください。

[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000808230.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000808230.pdf)



- 東京都(特別区の存する区域)
- 指定都市 札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市
- 首都圏整備法の既成市街地を有する市 川口市、武蔵野市、三鷹市
- 近畿圏整備法の既成都市区域を有する市 守口市、東大阪市、尼崎市、西宮市、芦屋市
- 上記以外で政令で指定する都市(人口30万人以上)
  - (北海道地方)旭川市
  - (東北地方)秋田市、郡山市、いわき市
  - (関東地方)宇都宮市、前橋市、高崎市、川越市、所沢市、越谷市、市川市、船橋市、松戸市、柏市、八王子市、町田市、横須賀市、藤沢市
  - (中部地方)富山市、金沢市、長野市、岐阜市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市、豊田市、四日市市
  - (近畿地方)大津市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、姫路市、明石市、奈良市、和歌山市
  - (中国地方)倉敷市、福山市
  - (四国地方)高松市、松山市、高知市
  - (九州地方)久留米市、長崎市、大分市、宮崎市、鹿児島市
  - (沖縄地方)那覇市